

第 2 6 号 議 案

東京都台東区立書道博物館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提 案 理 由 )

この案は、4館共通入館料に関し、規定の整備を図るため提出  
します。

## 東京都台東区立書道博物館条例の一部を改正する条例

東京都台東区立書道博物館条例（平成11年12月台東区条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表備考5中「ほか」の次に「東京都台東区立朝倉彫塑館、」を加え、「、東京都台東区立一葉記念館及び東京都台東区立旧東京音楽学校奏楽堂」を「及び東京都台東区立一葉記念館」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。